

平成 28 年度第 2 回行政苦情救済推進会議 議事要旨

1 日 時：平成 28 年 12 月 14 日(水) 14:00～15:30

2 場 所：東北管区行政評価局局長室

3 出席者

齊藤睦男委員（座長）、遠藤恵子委員、小宅厚委員、武田真一委員、藤田祐子委員、渡辺静吉委員

（事務局：米澤俊介局長、平野誠第一部長、後藤宏第二部長、山口清総務管理官、赤坂仁行政相談課長、原田秀一首席行政相談官、細矢和弘行政相談官、佐藤夏子業務係長（山形事務所）

4 議 題

(1) 新規付議事案の審議

「障害者の付添い中であることを周囲に周知するマークを普及してほしい」

(2) 過去の付議事案に関するその後の経過等の報告

5 議事要旨

(1) 新規付議事案の審議

事務局から資料に基づき説明が行われた。

(齊藤座長)

事務局の説明に質問等あればご発言願いたい。

(小宅委員)

介護マークは、介護している方が身につけるものとのことだが、介護されている方も身につけるようにすれば、より周囲の人に分かってもらえるのではないか。

(事務局)

静岡でも特にどちらかにという限定をしているわけではなく、つけたいという要望があれば広く配っているという話ですので、ご指摘のように、もしご家族で両方つけたいという要望があれば両方つけるのもいいのかもしれませんが。

(遠藤委員)

介護マークの悪用が懸念されているとの説明だったが、具体的にどのような悪用か。

(事務局)

静岡県では、悪用された例はまだみられないとのことでした。

(渡辺委員)

介護マークに関する取組は地方公共団体の自治事務であるためあっせんの対象外であるということと、行政相談委員が行政相談委員法第4条に基づく意見を総務大臣に提出できるということは、どのような関係にあるのか。

(事務局)

今回の場合、地方公共団体の自治事務であるため、各地方公共団体に対し、「介護マークの普及を図るべき」との改善を促すあっせんはできません。

一方、行政相談委員は、行政相談委員法第4条の規定に基づき、総務大臣に対して、行政運営の改善に関する意見を述べるすることができます。本件については、既に意見が報告されており、現在本省において、例えば、介護中であることを表示するマークを制度化したり、このようなマークの普及に努めるなどといった改善策を講ずるよう所管省に求めるべきかどうか、検討されているところです。

今回取り上げた事案は、非常に切実で、かつ表立って言いにくいことが、地域に密着した行政相談委員に相談されたことにより、明らかになったものです。これも、行政相談委員を含めた行政相談という仕組みが果たせる役割の一つではないかと思い、権限上の制約がある中でも何かできないだろうかと考えた次第です。

(武田委員)

自治体の推奨事例は調べているが、民間のNPOや障害者支援団体の活動、個人レベルの取組は調べたか。

(事務局)

東北地方では、介護マークの普及が進んでいないこともあり、知らないというところが大半だったため、そこまで把握することができませんでした。

(武田委員)

個別に狭い範囲の中でやっている事例はそうないかもしれないが、河北新報紙に、そのような活動に取り組んでいるサークルや親御さんを取り上げた記事があったと記憶している。今の論議は、官が普及啓発に努めるべきだという方向性であるが、民間による普及という見方が大事ではないか。各種団体の代表者の方などからは話を聞いているようだが、民間の方の動きを把握し理解しておいた方がいいと思う。福祉の世界は現場で動いているものだから、その方々の意見を聴取することも有効ではないか。

(事務局)

今委員が言われたのはハートバッチのことなのかもしれません。これは新聞にも取り上げられていまして、民間による一つの取組だと思えます。このハートバッチは、障害をお持ちの方ご自身がつけるということで効果をねらっています。一方で、そのことからいじめに遭う懸念もある、ということでした。

(渡辺委員)

問題は普及であり、知らないという現実はどう立ち向かうかということだろうと思う。介護や福祉は極めてナイーブな分野であり、やはり行政としての働きかけが必要ではないか。もちろん、介護マークに賛同しない人もいると思うが、あくまで希望者を対象にしたものだ。介護が必要な方は、仙台にも結構いらっしゃるの、是非これを普及させていくべきではないかと思う。

(斉藤座長)

介護マークの普及を図るべきとのご意見は、皆さん同じではないかと思う。事務局の説明にもあったが、今回の案件は、なかなか表立って言えないという側面があるので、ここで取り上げるのは意義があると考えている。

せっかく普及を求めるなら、方法論についてご意見があれば出していただきたい。

(小宅委員)

厚生労働省から既に都道府県宛てに文書が出され、市町村にも周知されている。それでもなおこのような状況ではだめだから、同省の出先機関である東北厚生局に対して、より普及に取り組むようにあっせんすることはできないのか。

(事務局)

介護マークの普及は自治事務ですので、厚生労働省としても地方公共団体に対し、取り組んでいないことがだめだとは言えないと思えます。

また、地方公共団体に対する周知は、当時、厚生労働省本省が行っており、東北厚生局は関与していなかったことを確認しています。

(斉藤座長)

評価局が何らかの対応を取るとした場合、どのような内容を、どのように伝えるべきか。

(事務局)

今回の行政相談があったことを受けて、このように困っている方がいるということ、それに対して介護マークという取組があり、国としても全国に普及を働きかけたということ、この二点について、当局が地方公共団体に直接、事実として情報提供しては

どうかと思います。

ただ、前回の周知は、障害者福祉担当部局まで行き渡っていないと考えられる事態が起きています。したがって今回は、県と市町村の高齢者福祉と障害者福祉の両方の担当部局に、直接、情報提供するのがいいのではないかと考えているところです。

(斉藤座長)

今の案についてはいかがか。

(藤田委員)

こういう相談があった、5年前に厚生労働省から通知が出ている、というだけでは、市町村の現場へのインパクトがないのではないか。情報提供するのであれば、「現にこのように取り組んでいる市町村がありますよ」という方が、「じゃあうちでもやってみよう」となりやすいのではないか。

(武田委員)

社会全体の意識改革まで伴う事案に至るまで行政相談の枠として取り上げるのはいいことで、その意味で、この事案をきちんとやることに賛成である。

こういう問題があるということをもみんなで共有しない限り、何も動かない。行政評価局の働きかけにも限界があるとしたら、もう一方で、報道の力をいかして、市民レベルの意識啓発につながるような情報提供をやるべきだ。

また、介護マークの普及がこれだけにとどまっているという実態をここまで調査したのだから、これを自治体と評価局の間だけで共有するのはもったいない。行政評価・監視の結果と同様に記者発表して、「こういう問題があってもまだ進まないよ」と警鐘を鳴らしてほしい。

(斉藤座長)

県・市町村のほかに報道機関も意識するとして、ほかに情報提供すべきところはないか。

(武田委員)

当然ながら当事者団体。大きな団体ばかりではなく、小さな団体とも共有すべき。

(斉藤座長)

高齢者・障害者に最も近い団体にも伝えてはどうか、というご意見で、そこは皆さんもよろしいかと。

これまでの行政苦情救済推進会議にかけた事案は、既にある制度について、不出来であるとか、弊害がある、改善が必要だというテーマが多かったが、今回は運動論的なテーマで、「せっかくこのような良い発案があるのだから、これを広げたらどうか」

という、新しいテーマを取り上げたなという印象を持った。

これまでのご議論をまとめると、今回の行政相談を受けた対応としては、i)「障害者の付添い中であることが周囲に分かってもらえるマークを普及してほしい」という行政相談があったこと、ii) 静岡県が介護マークを考案し、その普及に取り組んでいること、iii) 厚生労働省からその普及を図る通知が既に出されていることについて、県・市町村の高齢者福祉担当と障害者福祉担当の双方、それから関係団体に対して情報提供する、ということによろしいか。

加えて、普及実態の調査結果を含めた報道発表もしっかりやってほしい。

(事務局)

承知しました。

(小宅委員)

報道発表は、東北管区局だけでなく、各行政評価事務所を通じて地元のマスコミにも行うべき。

(武田委員)

静岡県の取組は、認知症の家族からの意見がきっかけだったということだが、今回の相談は、自閉症という障害者の家族からの声が契機となっている。出発点が少し違おうと方向性はどうしても違ってくるが、どちらも介護する立場は同じであるということに留意すべき。

また、障害者の介護者も十分活用しているという情報があると、説得力が増すのではないか。

(斉藤座長)

その点については、事務局で確認していただきたい。

では、先ほど私がまとめたような内容を基に、皆様のご意見も踏まえつつ、情報提供の作業に入っていただくということによろしいか。

(一同)

了承。

(2) 過去の付議事案に関するその後の経過等の報告

事務局から、平成28年8月5日に宮城県及び仙台市に参考連絡した前回の付議事案(障害者自動車運転免許取得費助成事業の適切な運用)と、前々回の付議事案(秋田駒ヶ岳の男岳山頂に設置されている老朽化し危険な山頂方位盤の改修等)について、その後の経過等の概要を報告した。